

たしろ かおる 後援会ご入会申込書

下記の「たしろかおる後援会」会則に同意の上、申込用紙部分を切り取って、「たしろ かおる」後援会までお送りください。
〒141-0031

東京都品川区西五反田3-2-13 目黒さつき会館内、「たしろ かおる」後援会

■会費は下記口座へお振込みください。

後援会「会費」郵便振替口座 00100 - 0 - 306435

「たしろ かおる」後援会 代表 千葉勝也

■会費は、何口でもかまいませんので、可能な限りご協力ください。

たしろかおる 後援会 会則

- 第1条 (名称及び事務所)
本会は、「たしろ かおる後援会」と称し、事務所を東京都品川区西五反田3-2-13目黒さつき会館内におきます。
- 第2条 (目的)
本会は、たしろ かおるの社会的、政治活動を後援するとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とします。
- 第3条 (事業)
本会の目的達成のため、次の活動を行います。
・講演会、研修会などの開催
・刊行物、資料などの作成、配布
・会員相互の親睦を図る行事の開催
・その他、必要な事業
- 第4条 (組織)
本会は、この目的・趣旨に賛同する個人をもって組織します。
- 第5条 (役員)
本会の会務運営のために、次の役員をおきます。
会長 1名 事務局次長 1名
副会長 若干名 幹事 若干名
事務局長 1名 会計監査 1名
- 第6条 (任期)
役員は、総会において選出し、その任期を1年とします。但し、再任は妨げないものとします。
- 第7条 (会議)
本会に総会、役員会をおき、総会は年1回の定期総会と、役員会の決議による臨時総会があり、いずれも会長が招集します。役員会は、随時、会長が招集します。
- 第8条 (会計)
本会の会計は、1月1日から12月31日を会計年度とします。本会の経費は、会費及び寄付金、事業収入によって賄うこととし、会費は年会費一口500円とします。
- 第9条 (付則)
本会の会則は、2009年12月16日より発効します。

■「たしろ かおる」後援会 連絡先

〒141-0031 東京都品川区西五反田3-2-13 目黒さつき会館内

TEL 03-5759-5631 FAX 03-5759-5632

公式ホームページ <http://www.tashiro-kaoru.com>

申込用紙

ふりがな お名前	男 女	生年月日 (歳) 年 月 日
ご住所 〒	ご職業	
電話番号	FAX	
メールアドレス @		
後援会会費 一口 500円	口	円